**広陵町指定給水装置工事事業者指定更新受付要領**

〇必要書類　　　１．申請書（様式第一）

２．機械器具調書（別表）

３．誓約書（様式第二）

４．法人の場合・・・定款及び登記簿謄本

個人の場合・・・住民票の写し

　　　　　　　　５．給水装置工事主任技術者免状の写し

６．指定給水装置工事事業者　指定更新時確認事項

〇指定手数料は１０,０００円です。

〇指定手数料の納付書は、書類審査完了後に別途発行します。

・申請書類確認後に郵送します。

　・指定の金融機関で更新日前までにお支払いください。更新手数料の納付がない場合は、事業者証が発行できません。

〇申請書には電話番号、ファクス番号及び緊急連絡先電話番号をお書きください。

〇申請書下欄の「事業の範囲」欄には、「給水装置工事業」と必ず記入し、他に事業活

　動があれば記入してください。

〇指定給水装置工事事業者は、次に定める機械器具を有する者であること。

　　イ　金切りのこその他の管の切断用の機械器具

　　ロ　やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

　　ハ　トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

　　ニ　水圧テストポンプ

〇機械器具調書には、機械器具の写真を添付してください。

〇役員の変更、主任技術者等の変更がある場合は、日本水道協会奈良県支部のＨＰを

　確認し、奈良県支部への変更手続もあわせてお願いします。

〇事業者証交付時期　　　更新日から1ヶ月以内（土日祝を除く）

＊持参品 ：　認印、指定手数料の納付書の領収書（写）

問い合わせ先　　広陵町　都市整備部　上下水道課　　大崎

TEL　０７４５－５５－２２３４ FAX　０７４５－５５－８１１９